

平成29年第6回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 平成29年6月9日(金) 午後1時30分

2 閉会 平成29年6月9日(金) 午後2時28分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した委員

出席 31名

1番 高谷 均 (農政担当)	2番 茅原 次夫	3番 野瀬 秀子
4番 犬飼 和子	5番 渡邊 悟	6番 黒瀬 昭夫
7番 高杉 通夫	8番 金澤 久志	9番 佐野 年昭
11番 角田 尚樹	12番 林 斉	14番 平田 榮一
15番 高田 稔	16番 阿部 英志	17番 亀山 節明
18番 山上 勲	19番 小原 弘	20番 浅野 信之
21番 植田 忠晴	22番 文屋 洋一	23番 杉岡 哲彦
24番 梶谷 範雄	25番 渡邊 康夫	26番 林 眞理
27番 小野 成章	28番 定井 正雄	
29番 秋山 陽太郎 (農地担当)	31番 鎌田 布之 (会長代理)	32番 宮崎 昭雄
33番 小橋 武史	34番 川田 嘉 (会長)	

欠席 2名

10番 中山 和久	30番 江口 實
-----------	----------

5 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 前田 英子 次長 前谷 学 主査 国橋 一輝

6 議事録署名委員

12番委員 14番委員

7 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第 26 号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第 27 号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 28 号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第 29 号 農用地利用集積計画案について（追加）

報告第 15 号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について

報告第 16 号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第 17 号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第 18 号 農地法第6条の規定による農地所適格法人の報告について

第4 その他

8 付議事件及びその結果

原案どおり可決

9 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(事務局長)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さんご苦労様です。

田植えのお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。

私から、報告をさせていただきたいと思います。

お手元に、平成29年度全国農業委員会会長大会開催要領をお配りいたしております。5月29日に東京都文京区のシビックホールで開催されました。内容につきましては、大会の目的にも書かれておりますが、土地利用の最適化、業務強化に向けてでありました。また、この7月から全国で約6割程度の農業委員会が新体制に移行するということでありました。その中で、すでに新体制に移行している農業委員会からの発表があり、いろいろな勉強をさせていただきました。今回の大会は、全国から約1,800名の方が参加したものであります。岡山県からは会長、事務局、農業会議の職員の24名が参加したものであります。また、この大会には農林水産大臣、衆参農林水産委員長等の臨席を賜り開催されました。翌日は、全国農業新聞の印刷現場の視察を行ったものであります。

次に、6月2日の全国農業新聞を読んでいただいたと思いますが、平成28年度に皆様方のご協力を得て三須、久代地区の農地を再生した記事が全国版へ掲載されたものであります。皆様方のご協力により出来たことに対しお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、ただ今より平成29年第6回総社市農業委員会総会を開催いたします。

ただ今の出席者は31名、欠席者は2名であります。10番委員と30番委員であります。

本日の議事日程は、皆様のお手元にお配りいたしております日程表のとおり進めさせていただきます。ご協力方よろしく願いいたします。

なお、発言される場合は必ず挙手し、議席番号を言ってから発言をお願いします。また、携帯電話等マナーモードにしていただきますようお願いいたします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第33条の規定により、12番委員、14番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、会議規則第5条の規定により本日1日限りといたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入りますが、平成29年6月2日付けで総社市長 片岡聡一から農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、意見を求められましたので追加議案として提出をいたします。

農地担当委員よろしく願いいたします。

【議案第26号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

それでは、付議事件の審議に入ります。

議案第26号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第26号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号7番】

(農地担当)

それでは、7番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(33番委員)

7番につきましては、●●●番●、●●●番●について現地を確認しましたところ、田ではありませんが、水を引き入れることは不可能ということで野菜を植えておられます。●●●番●は水田で受け人が従来から小作ということで稲作をされている状況でありました。周囲の状況から見れば田、畑の状態は変わらないことから問題ないと思います。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

7番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、7番は許可されました。

【受付番号8番】

(農地担当)

続きまして、8番、秦の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(33番委員)

この土地の東、西は畑で北側も畑、南側は道路に面している土地であります。周辺の畑も野菜を作られており、申請地の畑も野菜を作られておりました。周囲の状況から見ましても特に問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

8番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、8番は許可されました。

【受付番号9番】

(農地担当)

続きまして、9番、清音三因の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(19番委員)

この田は現在、稲を植えており、畑は野菜を作っておられまして、渡し人も高齢であります。2、3年前に譲渡された田でありまして、家と家の中間のところでありまして、受け人は3反半ほどを耕作されており農機具は揃えております。周辺の方も問題ないということでもあります。受け人の奥さんがこの地区の出身でありまして、周りの方も問題ないということでもあります。

よろしくご審議の程、お願いをいたします。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

9番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、許可されました。

【受付番号10番】

(農地担当)

それでは、10番、山田の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(31番委員)

受け人と渡し人は、兄弟であります。親が亡くなられた時に相続をされたものです。また、受け人は蘭を作られておられまして、ハウスを沢山建てております。その中の一部に取り込まれております。渡し人も高齢であることから受け人へ譲るということになり、今回の申請になったものであります。現在も蘭を栽培されておりますし、今後も出来る限り蘭を栽培するというものであります。

よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、何かご質疑、ご意見等はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、採決いたします。

10番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、10番は許可されました。

以上で議案第26号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第27号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第27号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

なお、地元委員の説明時に隣地に関する発言もお願いをいたします。

それでは、事務局よりお願いをいたします。

(主査)

【議案第27号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号3番】

(農地担当)

それでは、3番、宿の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

6月5日に9番、11番、12番委員と34番委員と事務局との5人で現地調査を行いました。今回の3番ですが、東は道路、西側は田、南は道路、北も道路でありました。現在は草が生えているような状態でありました。●●●●番●が工事をしております。道が広がるようになっています。その奥に今回の申請地があります。同じように道路を広げていくということであります。特に問題はないと思っています。

以上であります。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(1番委員)

地図を見ていただければ分かりますが、●●●●番●を分筆しています。先月の農業委員会で●●●●番●を農地転用許可をいただいています。これは一枚の田であったんですが、分筆をして将来的に●●●●番●、●というのも転用をして家を建てるような状況になるのではないかと思います。●●●●番●の横の道路が4メートルありません。従って今回の申請になったものであります。

地元としては問題ありませんので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、第2種農地と判断をしております。市街化区域に近接し市街地化が見込まれる区域内にある概ね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということであります。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、農業会議への諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

3番を許可することに、ご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、3番は許可されました。

以上で、議案第27号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第28号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第28号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第28号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号4番】

(農地担当)

それでは、4番、秦の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

東側は道路、西、南が田、北は宅地になっています。現在の状況ですが数年前から車庫が建てられております。周辺農地への影響はないものと思われま

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(33番委員)

お話がありましたように、地図を見ていただければと思います。●●●●番●は住宅地であります。一昨年に夫婦とも亡くなられて空き家になっております。周辺は田んぼであります。車庫が建っているんですが周辺の状況から見ましても特に問題はないと思っております。

以上であります。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、

第1種農地と判断しています。

例外許可規定としまして既存施設の拡張であります。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

4番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、4番は許可されました。

【受付番号5番】

(農地担当)

続きまして、5番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

東は道路と田であります。西側は水路と畑、南は畑で柿が植えてあります。北側は宅地になって
います。現場は雑草が生えている状況でした。東と西はいずれ宅地になるのではないかとわれま
す。周辺の農地への影響はないものと思われま

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(12番委員)

地図をご覧いただければと思います。

申請地は●●●●●●の近辺で国道180号線の南側に位置しています。現地調査の説明にもあ
りましたように、地目は田でありますが地上げをされておりまして、柿の木が数本植えてあります。
草刈りなどの管理はされておりません。●●●番●につきましては、取り合い道になります。東西
南北の状況であります、北は●●●●●●●●跡地で宅地、西側は雨水の排水管と倉庫でありま

す。南は取り合い道と住宅があります。東側は水田ですが取水口も排水溝もありません。この水田はポンプアップして道路の南側へ流して自然流下で田へ流すということで水田をしていましたが、高齢のためポンプの設置も出来ないことから管理を業者へ任せております。数年、作付けはしていません。申請地の排水は市道の側溝に流します。日照，通風，土砂の流出も問題ありません。

地元としては何の問題もありません。

よろしく願いいたします。

(農地担当)

事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

市街化区域に近接し市街地化が見込まれる区域内にある概ね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

5番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、5番は許可されました。

【受付番号7番】

(農地担当)

続きまして、7番、三輪の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

東は宅地で倉庫が建っています。西は畑です。南は水路です。北は宅地です。東側にU字溝を設置して雨水排水をする予定であります。南側水路につきましては橋を架ける工事をされていました。

周辺への影響はないものと思われます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(25番委員)

この土地は東が倉庫、西は畑、南が水路、宅地に囲まれた田であります。地元としては問題はありませんので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、第1種農地と判断しています。

例外許可規定としまして、既存施設の拡張であります。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

7番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、7番は許可されました。

【受付番号8番】

(農地担当)

続きまして、8番、岡谷の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

東側は田として残る予定になります。西側が畑でありました。南は一部田で残ります。北側は道です。東へ残る所が奥への進入路になるように思われます。現在は雑草が生えており、管理が出来ていません。周辺への影響はないものと思われます。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(27番委員)

●●●市に住んでいる申請者の●●さんが家を建てたいとの所有権移転、農地転用許可申請をされています。地図を見ていただければと思います。申請地は岡谷の●●●番●になります。面積は●●●平方メートルです。位置的には●●●●の近くになります。申請地の状況なんですけど、農地区分は第2種農地になります。申請地は南北に細長く申請地を含めて約2反であります。その一番北側になります。南側に●●●番●の長い田んぼです。申請地の北側に4戸、東側に3戸の住宅地があります。所有者なんですけど主人が亡くなってからも稲作を行っていたんですけど、水利が難しい所であります。高齢化により2年前に耕作は止めました。現在は休耕地になっています。

転用した場合の周辺への影響ですが、南側の農地に道が必要なので通路があります。その東側には民家があります。西側は畑、南は同じ所有者の畑、北側は道路です。用水については池の水で用水路から300メートルぐらい続く通し田の最終地点の所です。昔は北側にも農地があったんですけど住宅地になったりしています。用水については、用水の余った水、上側に田、畑があるのでそれらの排水、雨水を流すために申請地の西側に水路を作ってもらって、用水、上の田からの排水、雨水を流すためのものを作ってもらえれば問題ありません。その水路は北側に農地があるんですけど地目は田であります。現状は畑です。これの用排水路へ接続すると問題はありません。排水なんですけど、申請地からの排水は申請地の北側の排水路へ接続すれば問題ありません。日照・通風、土砂の流出も問題ありません。申請についての判断ですが申請地の西側の用水路を整備すると問題ありません。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ではありますが、市街化が見込まれる区域として市街地に近接する区域内にあり総社市役所山手出張所から概ね500メートル以内にある農地ということで、第2種農地と判断をしています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

8番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、8番は許可されました。

【受付番号9番】

(農地担当)

続きまして、9番、西阿曾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

東は水路、西側が道路、南が雑種地、北が水路を挟んで道路になっております。

現在は雑草が生えておりまして、南の雑種地と一帯で太陽光をするものであります。周辺への影響はないものと思われまます。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(26番委員)

申請地は、地図を見ていただければと思うんですが、地図上では土手に接しております。残った部分が雑種地に接しているような小規模な農地であります。この雑種地にソーラーの設備を設けるということで申請しているものであります。この土地は長い間、耕作されずにいた状態が続いていたものであります。所有者は高齢で、一人住まいで耕作の意欲もないようであります。

周辺が土手、道路、雑種地など農地ではないんですが、雑種地でのソーラーと一体となって農地にソーラーを設置する計画であります。地元農業委員としては特に問題はないように思います。

以上であります。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれも要件に該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

9番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、9番は許可されました。

【受付番号10番】

(農地担当)

続きまして、10番、久米の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

東は田で雑草が生えています。西が宅地になっています。南も田で雑草が生えています。北は水路を挟んで道路であります。現場は既に造成をして駐車場として利用しています。周辺への影響はないものと思われれます。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(32番委員)

ここは旧県道で●●●●の一番東にあたります。渡し人と受け人は親子であります。父親の家の隣に家を建てるということです。

問題はありませんので、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで、

第1種農地と判断しています。

例外許可規定としまして、集落に接続して設置される住宅に該当します。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(1番委員)

渡し人の住所●●●●●番●は地図で見ると田になっているんですが、これは転用手続きをされているんですか。

(9番委員)

●●●番●には家が建っていました。

(主査)

●●●番●の土地であります、平成●年●月●●日付けで農地転用許可を受けております。

以上です。

(農地担当)

他にありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

10番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、10番は許可されました。

【受付番号11番】

(農地担当)

続きまして、11番、総社の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

東は田で今回の申請地の一部であります。西側が道路、南側も田で申請地の一部です。北は水路

を挟んで道路、田となっていますが現状は雑草が生えており少し高くなっています。周辺への影響はないものと思われます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明になるんですが、本日、10番委員が欠席されておりますので、事務局から現地調査の報告をお願いいたします。

(主査)

10番委員からの現地調査の報告をいたします。

周辺農地への影響はなく、支障はないということでありました。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが水管、下水道管が埋設されている道路の沿線の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地から概ね500メートル以内に総社小学校、総社高校がある農地ということで、第3種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

11番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、11番は許可されました。

【受付番号6番】

(農地担当)

続きまして、6番、井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

東は田、西は道路、南は田と宅地になっていました。北は駐車場として工事をされていました。

既に真砂土で造成がしてあります。周辺への影響はないものと思われま

(農地担当)

この案件につきましても事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

今回の申請が選挙事務所に係るものでありまして、10番委員からは周辺の農地へは影響がないとの報告をいただいております。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが市街化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にある農地で概ね10ヘクタール未満の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

一時転用期間は、平成29年7月1日から平成29年10月30日までとなっております。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

6番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、6番は許可されました。

【受付番号12番】

(農地担当)

続きまして、12番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

東は宅地、西は道路、南は宅地、北は道路でありました。現在は雑草が生えておりました。周辺への影響はないと考えられます。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(7番委員)

現地調査と周辺状況については同じであります。付け加えるとすれば道路を隔てて水路が通っております。北側道路、西側道路に沿って水路があります。地籍図を見ていただければと思います。

●●●番●, ●●番●など耕作中の水田はそこにはありますが、あまり影響はないと思います。隣についても倉庫が建っております。日照、通風、土砂の流出等特に問題はありません。使用目的が露天駐車場ということなので、周囲に影響を受けるものがなく問題ないと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが市街化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にある概ね10ヘクタール未満の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

12番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、12番は許可されました。

【受付番号13番】

(農地担当)

続きまして、13番、久代の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(9番委員)

東は宅地、西は水路を挟んで道路、南も水路を挟んで畦道と田、北は宅地、現地は柿などが一部植えられ畑として使用されていました。周辺への影響はないものと思われます。

(農地担当)

それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(20番委員)

渡し人と受け人は親子になります。●●に住んでいるんですが部屋が狭いということで地元に戻って家を建てるということでもあります。渡し人の家の前に空き地があるんですがそこに建てるものであります。その周辺なんですが、西が水路と道路、東は宅地、南は水路と田であります。周辺の影響については問題ありません。農業委員としましても問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局から補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断しております。例外許可規定として集落に接続して設置される住宅に該当いたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

この件につきまして、農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

必要なしということで、諮問はいたしません。

それでは、採決いたします。

13番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

異議なしと認め、13番は許可されました。

以上で、議案第28号の審議はすべて終了いたしました。

【議案第29号 農用地利用集積計画案について】

(農地担当)

次に、議案第29号、農用地利用集積計画案について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

(主査)

【議案第29号 農用地利用集積計画案について朗読】

(農地担当)

利用権設定であります。農地中間管理機構との利用権設定であります。

この件につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、農用地利用集積計画案について問題ないということで回答してもよろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

問題なしということで回答させていただきます。

以上で、議案第29号の審議は終了いたしました。

【報告第15号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に報告事項に入ります。

報告第15号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第15号 報告書を元に朗読】

【報告第16号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第16号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第16号 報告書を元に朗読】

【報告第17号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第17号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第17号 報告書を元に朗読】

【報告第18号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当)

次に、報告第18号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について事務局より説明をお願いします。

(主査)

【報告第18号 報告書を元に朗読】

【報告事項】

(農地担当)

22ページは、その他報告事項となっておりますのでお目通しください。

なお、事務局から先月の議案について報告したい事項があります。

(主査)

先月の第4回総会で議案第19号で審議していただいた小寺地区の総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見についてであります。

5月18日付けで、申請人から用途廃止をする予定地番を間違えていたということから、意見書の変更の申し出がありました。内容につきましては、当初の予定地番が、小寺●●●●番●が●●●●番●であったということであり、予定地番の変更のみで場所等が変わるものではありません。このことから、訂正後の地番で意見書を作成させていただければと思います。

(農地担当)

先月、用途廃止について審議していただいた案件で、事務局からの説明にもありましたように予定地番が変わるのみということであり、内容が変わるものではありません。よって、訂正後の予定地番で意見書を作成しようと思っております。

この件につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは、訂正後の予定地番で意見書を作成いたします。

以上ですが、本日、許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付するものといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同時許可とし許可書を交付することといたします。

本日の許可件数は、第3条関係が4件、第4条関係が1件、第5条関係が10件、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について地番の変更が1件でありました。

以上で、日程第3の付議事件の審議はすべて終了しました。

ご協力ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。

【日程第4 その他】

(会長)

次に、日程第4，その他に入らせていただきます。

委員の方から何かありましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(局長)

【総社市農業委員お別れ会の開催について報告】

(次長)

【現地調査日時等について報告】

【総会日時等について報告】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いします。

(会長代理)

ご苦労様でした。

田植えでお忙しい時期だと思います。

お体には気をつけながら、農作業に励んでいただければと思います。

本日は、どうもご苦労様でした。

閉会 午後2時28分